

ガス系消火設備 容器弁点検の義務化

容器弁



対応方法

容器弁は、構造や形状がさまざまなため、現地での点検が困難です。工場に貯蔵容器ごと持ち帰り、点検・交換をします。点検中は代替容器を設置します。

当社では、点検期間の短縮と消火設備をより長く安心してお使いいただくために、**貯蔵容器ごと新品への交換**をおすすめしています。

点検基準の改正

消防設備等の容器弁の点検基準が平成25年11月26日に改正され、**法的に点検の実施が義務**づけられました。(消防庁告示第19号)

改正後の点検期限

二酸化炭素消火設備	ハロゲン化物、粉末、不活性ガス消火設備等
設置後 25年 まで	設置後 30年 まで

点検期限に沿った計画的な点検の実施が必要です。

点検する理由とは？

- ①経年劣化による誤放出事故防止のため
- ②不動作防止のため

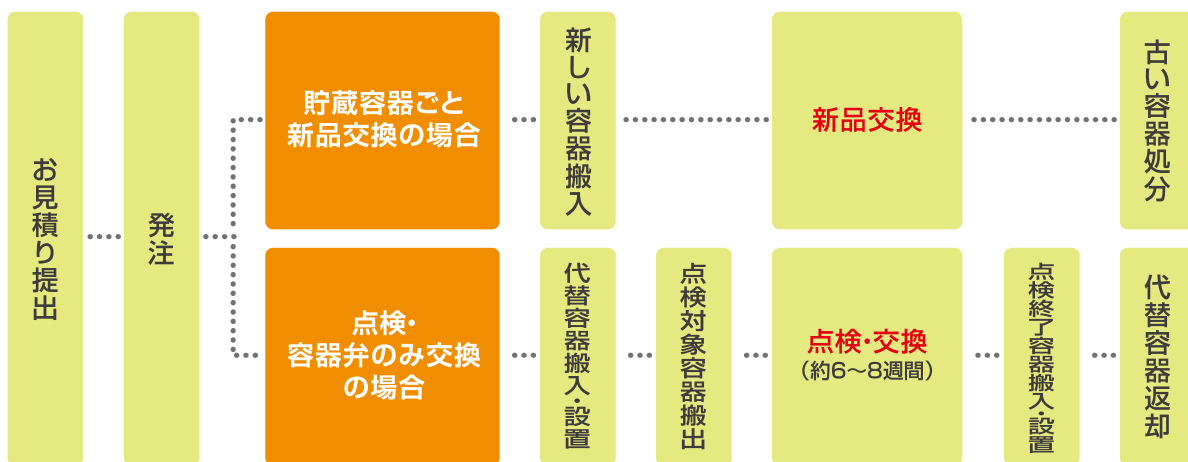
点検の内容とは？

- ①外観点検
- ②構造・形状・寸法点検
- ③耐圧点検
- ④気密点検
- ⑤安全装置等作動点検
- ⑥表示点検

該当する設備とは？

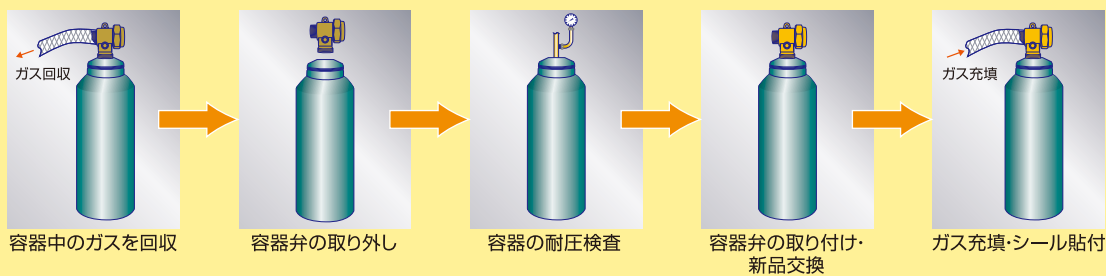
- 窒素(N2)消火設備
- ハロン1301消火設備
- 二酸化炭素消火設備
- FK-5-1-12消火設備
- HFC-23消火設備
- HFC-227ea消火設備

点検・新品交換の流れ



※交換した容器弁には、一般社団法人 日本消火装置工業会発行のシールを貼付します。

工場へ持ち帰り、容器弁を点検・新品に交換します



18~20年（日本消火装置工業会推奨年数）を過ぎた容器や劣化の著しい容器は新品交換をおすすめしています

点検の留意事項

設置本数が多い施設では、設置後15年を目安に製造年の古いものから順次点検し、期間内に全数の点検を完了するようにしてください。

安全にお使いいただくために ご使用前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

本資料の内容は製品改良などのために変更することがありますのでご了承ください。このカタログの内容は2024年8月現在のものです。

お問い合わせはこちらまで



2024.08.EMA



ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5
TEL 03-5333-8601(代表)



<https://www.nittan.com/>